

令和7年5月30日

市政記者クラブ 様

交通局 自動車部自動車運転課
(大橋 972-3871)

市バスの交通違反について

市バス運転士が営業運行中の指定通行区分違反により、本日、道路交通法違反として交通反則告知書（青切符）を交付されました。

交通違反を起こしたことにつきまして、深くお詫び申し上げますとともに、今後このようなことがないように改めて指導を徹底してまいります。

- 発生日時 令和7年5月28日（水） 午後2時36分頃
- 場所 名古屋市中区錦三丁目16番17号付近道路
(市道錦通 錦通久屋交差点付近)
- 所属 如意営業所 運転士 (42歳)
- 系統 栄11系統
栄 午後2時31分発 如意車庫前行
- 状況 運転士から運行経路を誤ったとの報告を受け、調査したところ、上記日時・場所において第4車線（右折車線）から直進した事実が確認されたため、中警察署へ報告しました。
その後、中警察署による運転士への聞き取り等が行われた結果、本日午前11時45分に道路交通法違反として交通反則告知書（青切符）を交付されました。
- 再発防止策 全運転士に対し、道路交通法を遵守するよう、運行管理者による注意喚起や日々の点呼等で、改めて指導を徹底します。